全国老人保健施設協会正会員の皆さまへ

施設経営に 安心をプラス!

公益社団法人全国老人保健施設協会 正会員用団体保険

ハラスメント賠償責任保険制度 のご案内



- ●保険期間
 - 2025年10月20日~2026年10月20日
- ●加入手続き締切日2025年10月3日(金)

取扱代理店、株式会社全老健共済会

引受保険会社 幹事 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社



時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。会員の皆様には、平素より当協会業務の推進に特段のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の事業者を取り巻く環境として、グローバリズムの進展や、ダイバーシティ推進、フリーランスの採用等に伴い、企業における「雇用環境整備」の必要性が年々高まっております。

また、多岐にわたる「ハラスメント」が社会問題化し、社会の雇用環境に対する目も 厳しさを増しています。

2017年に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で、事業者にマタニティハラスメントの防止が義務づけられました。また、2020年4月には短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律が施行され、2020年6月の改正労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)の施行が決定されるなど、法整備も進んでおり、より厳格な対応を事業者は求められています。

会員施設の皆さまにおかれましては、万全な体制を取られていると存じますが、社内 規程等で規則や罰則を定めていたとしても、職員が他の職員に対して差別行為やハラス メント行為を行う可能性は生じます。こういったリスクを「雇用慣行リスク」といい、 マネジメントレベルでいくら気をつけていても防ぎきれない性質を持ちます。

簡易的に訴訟手続きの取れる「労働審判制度」の導入以降、訴訟件数は急激に増加しており、これに伴い、事業者が抱える雇用慣行リスクは高まっています。

仮に賠償請求を受けた場合、結果として賠償責任を負担する必要がなかった場合でも、 多額の訴訟費用が発生します。

万が一、そのような事態になった場合でも、一日も早い解決と信頼回復に取り組む必要があると考える次第です。

この度ご案内する『ハラスメント賠償責任保険制度(雇用慣行賠償責任保険)』はその お手伝いをする保険制度としてご用意いたしました。

施設運営における皆様の安心の一助となれば幸いでございます。

2025年7月

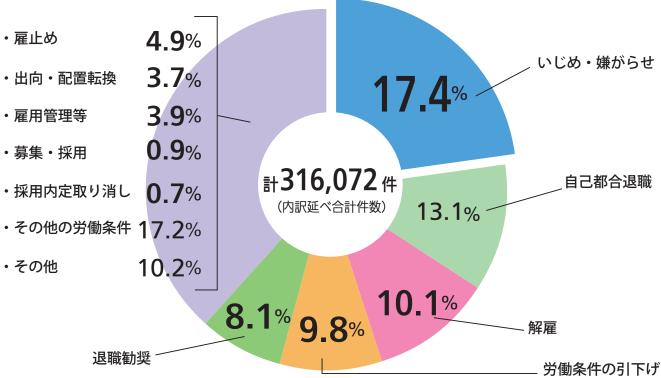
公益社団法人全国老人保健施設協会会長 東 憲太郎



雇用を取り巻く環境の変化

労働相談件数の内訳

■都道府県労働局および労働基準監督署の運営する「総合労働相談コーナー」には、近年毎年 100 万件を超える相談が寄せられており、そのうち**約 34 万件**が個別の労働紛争に関する相談となっております。



出典【厚生労働省報道資料(令和7年6月)】

解雇に関する紛争

業績の悪化により整理解雇された 従業員が、整理基準、人選が合 理的でなかったとして、勤務先に対 して、退職復帰までの未払賃金を 求める損害賠償請求を提起した。

いじめ・嫌がらせに関する紛争

上司だった男性従業員から繰り返しセクハラを受け、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症し、退職を余儀なくされたとして、会社に対して損害賠償を請求。

出向・配置転換に関する紛争

退職勧奨を拒否したために子会社 に出向させられたことに対し、出向 命令の無効と損害賠償を請求。

雇用慣行賠償リスクの性質

- ●規定等で規則や罰則を定めていたとしても、職員が他の職員に対して差別行為、ハラスメント行為を行う可能性は生じます。
- ●雇用慣行賠償リスクは、マネジメントレベルでいくら気をつけていても防ぎされない性質を持ちます。
- ●また、賠償請求を受けた場合、結果として<mark>賠償責任を負わなかった場合でも、訴訟費用が多額</mark>となってしまうことがあります。

賠償事故の例

■雇用上の差別、セクシャルハラスメントまたは不当解雇等、雇用慣行に関連する賠償請求のケースは多岐に渡ります。

区分	概要	請求額
不当解雇	有期契約で雇用した従業員を業務態度等に問題があるとして期間途中に解雇したところ、解雇は無効であり、労働契約上の権利を有することの地位確認および差額賃金の請求を受けた。	2,000万円
いやがらせ	人事上の不当な取扱いや退職勧奨を受けたことで精神疾患を発症し、休職に追い込まれたとして、従業員から差額賃金と精神的慰謝料の請求を受けた。	3,300万円
雇用上の差別	正当な理由なく主要業務から排除されたとして、不法行為、職場環境配慮義務違反に該当 するとして訴訟提起された。	440 万円
不当解雇	経費利用が不適切とされ懲戒処分を受けた元従業員から、その処分が不当に重すぎるとして訴訟提起された。	1,500 万円

雇用慣行賠償責任保険制度の概要

被保険者(補償対象者の範囲)

- 法人およびその役員・使用人

※法人の役員・使用人、法人の管理下にあるボランティア参加者、インターン職員は法人の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。 ※加入日以降に退任した役員および退職、退任、解任、解雇または定年となった使用人ならびに制度の保険期間中に新たに選任された 役員および新たに使用人となった個人を含みます。

保険金をお支払いする場合

- 以下の不当行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、 被保険者が被る損害を補償します。
- 不当行為やハラスメント行為の対象者が法人の従業員でなくても補償対象となります。 ※ハラスメント行為を行った被保険者個人に対する損害賠償請求に起因する損害は補償対象外です。

パワーハラスメント

セクシャルハラスメント

不当解雇

ケアハラスメント

雇用上の差別

マタニティハラスメント

モラルハラスメント





付帯サービス「緊急時

訴訟対応については、訴訟提起後のマスコミ対応がその後の社会評価を大きく左右する要因となっております。

本サービスでは、迅速かつ適切な危機管理広報対応を実現するサポートとして、事故時に記者会見やお詫び文書の作成方

緊急時マスコミ対応支援

- 記者会見実施支援
- 報道発表資料のチェックや助言
- 信頼回復のための広報支援 など

SOMPO リスクマネジメント(株) (株)ブラップジャパン

ネット炎上対応支援機能

- 緊急 WEB モニタリング機能
- ネット上の情報発信の助言
- ネット上の論調調査 など

(株)エルテス

お支払する保険金の範囲

【保険金の計算方法】

法律上の損害賠償金・争訟費用

一 自己負担額 +

各種費用

法律上の損害賠償金

- ・損害賠償金
- ・精神的苦痛に対する慰謝料



争訟費用※

- ・弁護士費用
- ・証拠収集のために要した費用
- · 文書作成費用
- ※被保険者に対する損害賠償責任に関する争訟 (訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。) によっ て被保険者が支出した上記費用。

各種費用

■損害防止軽減費用・緊急措置費用

保険事故のために支出する緊急措置に要する費用、および緊急的に支出する費用で、損保ジャパンの同意を得て支出した費用

■信頼回復費用

事故が発生し、損害賠償請求がなされた場合に要したコンサルティング費用や広告費用、マスコミ対応費用(限度額:プラン1は1,000万円、プラン2は2,000万円、プラン3・4・5は3,000万円)

■協力費用

損保ジャパンが被保険者に代わって被害者による 損害賠償請求の解決に当たる場合において、被 保険者が損保ジャパンの求めに応じて協力するた めに支出する費用

■研修費用

保険事故発生後の事業者の「職場環境安全配 慮義務」の一環としての外部講習費用 (限度額:1,000万円)

■弁護士相談費用

事故が発生するおそれがある場合に、被保険者が弁護士相談をする費用(あらかじめ損保ジャパンの書面による同意が必要です。)(限度額:保険金額の1%)

サポート総合サービス」

ī法を相談することができる緊急時の各種広報支援機能等をご利用いただけます(保険金支払いができる場合に限ります)。

コーディネーション機能

■ 必要となる各種サポート機能の選定 や条件設定を含む総合調整

SOMPO リスクマネジメント(株)

エデュケーション機能

■ 事故発生後のハラスメント研修等サポート

SOMPO リスクマネジメント(株)

加入方式と保険料

- ■本制度へのご加入は法人単位=「1法人様で1加入」です。ご加入方式は以下の2パターンからお選びくだ
- ■ご加入の案件:全国老人保健施設協会の会員施設を運営する法人(以下、会員法人)であること。
- ■保険料算出基礎は<u>直近会計年度の政府労災資料記載の常時使用労働者数</u>です。対象とする事業所の常時使用

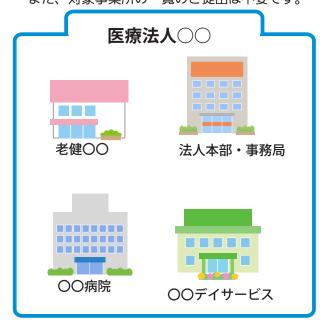
1 法人一括加入方式

(会員法人が運営する全ての事業所を一括で加入する場合)

法人内の各種施設・事業所全てを補償対象とします。

法人が運営する全ての事業所の労働者数を合計し、保険料を計算してください。

保険期間中に法人が新規開設した事業所を自動的に補償対象とします。(通知や追加保険料は不要です) また、対象事業所の一覧のご提出は不要です。





◆ 保険料表

	保険金額					
(期間中)		40 名以下	41 名~ 60 名	61 名~ 80 名	81名~100名	101名~120名
プラン1	1,000 万円	40,000円	40,000円	52,800円	66,000円	79,200円
プラン2	2,000万円	50,000円	50,400円	67,200円	84,000円	100,800円
プラン 3	3,000 万円	60,000円	60,000円	79,200円	99,000円	118,800円
プラン4	5,000 万円	90,000円	90,000円	108,800円	136,000円	163,200円
プラン5	1 億円	150,000円	150,000円	152,000円	190,000円	228,000円

	保険金額					
(期間中)		261名~280名	281 名~ 300 名	301名~320名	321名~340名	341名~360名
プラン1	1,000 万円	184,800円	198,000円	211,200円	224,400円	237,600円
プラン2	2,000万円	235,200円	252,000円	268,800円	285,600円	302,400円
プラン 3	3,000 万円	277,200円	297,000円	316,800円	336,600円	356,400円
プラン4	5,000 万円	380,800円	408,000円	435,200円	462,400円	489,600円
プラン 5	1 億円	532,000円	570,000円	608,000円	646,000円	684,000円

[※]保険金額(期間中)は法人単位(加入者単位)で適用します。事業所単位ではありませんのでご注意ください。 複数事業所を補償対象とする場合、プラン3以上へのご加入をおすすめいたします。

さい。

労働者数を合計し、下記保険料表からご加入保険料を算出してください。

2 選択加入方式

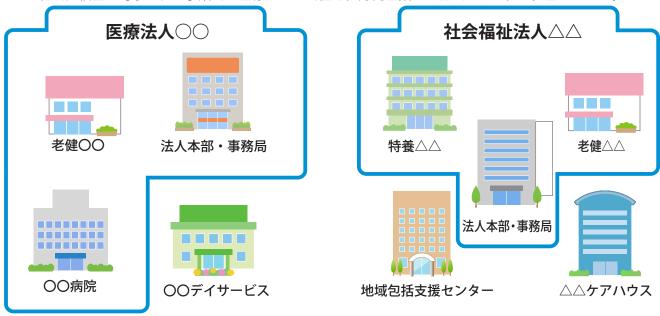
(会員法人が運営する一部の事業所を選択して加入する場合)

法人内の一部の施設・事業所を補償対象とします。

対象とする事業所の労働者数を合計し、保険料を算出してください。

保険期間の途中で新規開設した事業所を補償対象とする場合、事前通知と追加保険料が必要です。

加入依頼書に対象とする事業所の名称および所在地、労働者数をご記入のうえ、ご提出ください。



<u>で注意</u> ください

- ・選択加入方式の場合、被保険者となる「法人の役員・使用人等」は対象の事業所で勤務する方に限ります。
- ・対象の事業所以外で勤務する役員・使用人等が行った行為および対象の事業所以外で発生した事故については補償対象外です。

【例】対象の事業所以外で勤務する従業員に対するハラスメント行為

対象の事業所以外で勤務する役員・従業員が行ったハラスメント行為 など

*法人の役員によるハラスメント行為を補償する場合、法人本部・事務局を対象事業所に含めてください。

保険期間:1年間 1事故自己負担額:10万円							
合計労働	合計労働者数						
121名~140名	141 名~ 160 名	161名~180名	181名~200名	201名~220名	221名~240名	241名~260名	
92,400円	105,600円	118,800円	132,000円	145,200円	158,400円	171,600円	
117,600円	134,400円	151,200円	168,000円	184,800円	201,600円	218,400円	
138,600円	158,400円	178,200円	198,000円	217,800円	237,600円	257,400円	
190,400円	217,600円	244,800円	272,000円	299,200円	326,400円	353,600円	
266,000円	304,000円	342,000円	380,000円	418,000円	456,000円	494,000円	

合計労働者数					
381名~400名	401名~420名	421名~440名	441 名~ 460 名	461名~480名	481 名以上
264,000円	277,200円	290,400円	303,600円	316,800円	
336,000円	352,800円	369,600円	386,400円	403,200円	10.14.44.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.
396,000円	415,800円	435,600円	455,400円	475,200円	取扱代理店までお問い合わせください。
544,000円	571,200円	598,400円	625,600円	652,800円	り回い口が足へたらい。
760,000円	798,000円	836,000円	874,000円	912,000円	
	381名~400名 264,000円 336,000円 396,000円 544,000円	381名~400名401名~420名264,000円277,200円336,000円352,800円396,000円415,800円544,000円571,200円	381名~400名401名~420名421名~440名264,000円277,200円290,400円336,000円352,800円369,600円396,000円415,800円435,600円544,000円571,200円598,400円	381名~400名401名~420名421名~440名441名~460名264,000円277,200円290,400円303,600円336,000円352,800円369,600円386,400円396,000円415,800円435,600円455,400円544,000円571,200円598,400円625,600円	381名~400名401名~420名421名~440名441名~460名461名~480名264,000円277,200円290,400円303,600円316,800円336,000円352,800円369,600円386,400円403,200円396,000円415,800円435,600円455,400円475,200円544,000円571,200円598,400円625,600円652,800円

お支払いの対象にならない主な場合

- ① 労働争議、労働交渉、団体交渉その他争議行為により発生する事業所、工場等の閉鎖、職場放棄、抗議行動、ストライキまたはこれらに類似の行為に伴いなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織以外の者から申立てを受けた場合に、被保険者が争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用、研修費用、弁護士相談費用、もしくは信頼回復費用を負担することによって被る損害をのぞきます。
- ② 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④ 記名被保険者の事業の縮小、破産、特別清算、会社更生、民事再生、私的整理もしくはこれらに類する倒産手続きまたは 他の事業者等との合併、吸収もしくは買収に伴いなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ⑤ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメント、またはモラルハラスメント に起因して被保険者に損害賠償請求がなされた場合において、具体的な行動や発言を行った被保険者個人に対する損害賠償請求
- ⑥ 記名被保険者の犯罪行為または違法行為について、記名被保険者の使用人または就労希望者が記名被保険者に不利な証言、 告発、発言等を行ったことによりなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ⑦ 記名被保険者の使用人の主たる職務遂行の場所が保険適用地域外で行われた場合において、その使用人によりなされた損害賠償請求。ただし、使用人の所属する部署が保険適用地域内に存在し、保険適用地域外において海外駐在員業務等の職務遂行を行っている場合を除きます。
- ® 就労希望者に対する記名被保険者の採用行為が、主として保険適用地域外で行われた場合において、その就労希望者によりなされた損害賠償請求
- ⑨ 遡及日より前に行われた次のアまたはイの不当行為に起因する一連の損害賠償請求ア. 不当解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(黙示の契約に対する違反行為を含みます。)イ. 不当に雇用しない行為(アルバイトおよび派遣労働者に対する雇止めを含みます。)
- ⑩ 遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- ① この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる保険対象事由に起因する一連の損害賠償請求
- ② この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられた保険対象事中に起因する一連の損害賠償請求
- ⑬ 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)またはこれに類似の法律もしくは法令により記名被保険者が負担する賠償責任に起因してなされた損害賠償請求

★ハラスメントに係る用語のご説明

雇用上の差別

人種、肌の色、宗教、信条、年齡、性別、婚姻の有無、出産などによる不利なまたは差別した雇用行為

不当解雇

妥当性に欠ける解雇行為、または不当に退職を強要すること。ただし、この保険の対象となるのは、実際に退職した場合に限ります。

パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与えること、 または職場環境を悪化させること

セクシャルハラスメント

- 一方的な性的接近、性的要求、性的行為であって、次のいずれかまたは両方に該当する状況が生じる行為
 - ・その服従・拒絶が雇用条件や雇用上の判断となる場合(対価型セクハラ)
 - ・仕事を不当に妨げる目的・効果を有する場合、または不快な労働環境を創出する場合(環境型セクハラ)

ケアハラスメント

職場で行われる労働者に対する介護休業その他の家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に 関する言動により、労働者の就業環境が害されること

マタニティハラスメント

女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号)第 65 条の規定による休業を請求または休業をしたこと等に関して、労働者の就業環境を害すること

モラルハラスメント

職場において、雇用者間で行われる以下の事由について、容認、黙認もしくは防止のための十分な措置を講じない ことにより、雇用者の就業環境を害することなど

・上下関係の有無を問わず、業務の適正な範囲を超えて、他雇用者に対して人格権を侵害する言動を行う、 もしくは集団で継続して精神的苦痛を与えるような言動をとること

この保険のあらまし

契約概要のご説明

■商品の仕組み:雇用慣行賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者:公益社団法人全国老人保健施設協会

■保険期間:2025年10月20日 午後4時から1年間となります。

■加入手続き締切日:2025年10月3日(金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者:公益社団法人全国老人保健施設協会の会員施設を運営する法人に限ります

●被保険者:法人、法人の役員・使用人(*)

※法人の役員・使用人、法人の管理下にあるボランティア参加者、インターン職員は法人の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

*法人の管理下にあるボランティア職員やインターン職員を含みます。

初年度加入日以降に退任した役員および初年度加入日以降に退職・退任・解任・解雇となった使用人を含みます。

●お手続方法:加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

●中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。 詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、脱退される月の前月末日までに取扱代理店までご連絡ください。

■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

- ●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって 構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取 扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- ●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- ●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、 損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償 します。
- ●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- ●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または 記名捺印ください。
- ●加入者証は大切に保管してください。

なお、保険開始日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、 損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社	80%
東京海上日動火災保険株式会社	10%
三井住友海上火災保険株式会社	10%

● クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約

②営業または事業のためのご契約

③法人または社団・財団等が締結したご契約

④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※) に終わります。
- (※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- ●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にて ご確認ください。

契約概要のご説明(つづき)

- ●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。 個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの 保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- ●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保 ジャパンまでお問い合わせください。

- ●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご 契約の際にご確認ください。
 - (注) 最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- ●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、<u>最近の会計年度の保険料算出基礎数字(労働者数)については、正確にご申告をいただきますようお願いします。</u>
- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の 受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがい まして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、 引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を 行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う 場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

特にご注意いただきたいこと

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知 事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告 知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
 - (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
 - ①記名被保険者
 - (追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算 出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に 該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、 ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
- <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- <3>損害賠償の請求の内容
- 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- ●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- ●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者など からの原因調査報告書 など
3	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害 の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

- ●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 - 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- ●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- ●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、

下記事故サポートセンターへご連絡ください。 【窓口:事故サポートセンター】

<受付時間>

0120-727-110

平日/午後5時~翌日午前9時 土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 < 通話料有料> 受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。 必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご加入手続きについて

1 加入手続き方法

同封の加入依頼書に必要事項を記載のうえ、 6 取扱代理店に郵送にて提出してください。

加入保険料は下記 2 保険料振込先にお振込ください。

2 保険料振込先

ダンタイホケングチ コウエキシャダンホウシン ゼンコクロウジンホケンシセツキョウカイ 団体保険口 公益社団法人 全国老人保健施設協会

三菱UFJ銀行 新宿通支店(店番 050) 普通預金口座 3353853

※振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。

3 中途加入手続きについて

本制度は、2025年10月20日から2026年10月20日までの1年間の契約です。 期間の途中でご加入いただく場合、保険料は下記の通り月割となります。

	申込みの締切	補償の開始日	補償の終了日	保険料
	2025年10月3日	2025年10月20日		12 か月分
	2025年11月10日	2025年11月20日	2026年 10月20日	11 か月分
4	2025年12月10日	2025年12月20日		10 か月分
中途加入	2026年1月9日	2026年1月20日		9か月分
入	2026年2月10日	2026年2月20日		8 か月分
	2026年3月10日	2026年3月20日		7か月分

	申込みの締切	補償の開始日	補償の終了日	保険料
	2026年4月10日	6年4月10日 2026年4月20日	6 か月分	
	2026年5月8日	2026年5月20日		5か月分
中途加入	2026年6月10日	2026年6月20日	2026年 10月20日	4か月分
则	2026年7月10日	2026年7月20日		3か月分
	2026年8月10日	2026年8月20日		2 か月分
	2026年9月10日	2026年9月20日		1 か月分

[※]中途加入の場合の保険料端数処理においては、10円未満は四捨五入を行い、10円単位としてください。

4 保険証券・加入者証

本制度は公益社団法人全国老人保健施設協会が契約者となる団体契約のため、保険証券は公益社団法人全国老人保健施設協会宛に発行されます。

加入者の皆さまに対しては、団体保険への加入を証する「加入者証」を引受保険会社のうち幹事会社から発行し、保険証券に代わる書面とします。

なお「加入者証」は、保険開始日から1か月以内に、各加入者が加入依頼書に記載した代表者・ 保険手続き担当者様宛に送付されます。

5 引受保険会社

【幹事会社】

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒 160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL: 03-3349-5137 FAX: 03-6388-0154 (受付時間: 平日の午前 9 時から午後 5 時まで) 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

6 取扱代理店

株式会社 全老健共済会

〒 105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 6 階

TEL: 03-5425-6900 FAX: 03-5425-6901 https://www.roken.co.jp